

京都市告示第522号

介護保険法第75条第2項、第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年1月14日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所 番号	事業所所在地	廃止 年月日
有信アクロス株式会社	小規模多機能型居 宅介護, 介護予防 小規模多機能型居 宅介護	ラ・プラス樹 楽醍醐 [2690900333]	京都市伏見区醍醐中山 町20番地2	令和3年12 月14日
合同会社フォルト	訪問介護	訪問介護事業所 ブルク [2660190170]	京都市北区上賀茂藤ノ 木町21番地2	令和3年12 月31日

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)